

発行

株式会社 エスクリエイト

名古屋市中区錦一丁目4番16号 日銀前KDビル4階

TEL: 052-222-3600 FAX: 052-222-3699

URL: <http://screate-soft.co.jp/>

担当: コンサルタント 石垣 智博

tonohiro.ishigaki@screate-soft.co.jp

憲法記念日に憲法をより強く意識した

5月3日は憲法記念日でした。今年の憲法記念日は新聞紙やニュースで憲法改正について多く特集されていたように感じました。安部首相の「憲法96条の改正」の意向が大いに影響しているのでしょうか。憲法がとても身近に感じられた日になったのではないのでしょうか。

ゴールデンウィーク明けから国会では憲法改正の議論が始まるということです。この憲法改正の議論は我々国民にとって非常に重要なことです。他人事ではないと感じています。

そもそも、憲法とは何なのでしょうか？

その前に、法律について考えると分かりやすいと思います。「法律は国家が国民の権利や自由を制限するもの」と考えることができます。(赤信号は止まるといった社会秩序を守るためのルールだと言えますね。)

その法律をつくるのは立法府である国会です。国会議員が国民の権利・自由を制限するルール(法律)をつくります。そのルールづくりに制限がないと、とんでもないルールが出来てしまいます。(例えば、基本的人権を阻害するようなもの)

それを制限するのが憲法となります。憲法は国家権力の行使に歯止めをかけるもので、国家権力側を規制するものであります。

日本国憲法第99条の「憲法尊重擁護の義務」では『天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。』とあります。憲法を尊重するのは国家権力側であり、国民側ではないことが条文で明らかになっています。

ところで、先日オランダにおいて新国王が誕生しました。そのアレクサンダー新国王は、即位式において「憲章と憲法の維持を国民に誓う」と発言されました。とても印象的でした。オランダ新国王が国民に対して憲法を尊重すると約束したわけです。こういったコトを目の当たりにしますと、外国でも憲法の扱いは日本と同じと考えていいのでしょうかね。

■考えるのは「今でしょ！」

さて、憲法改正は国民の過半数を必要とします(憲法第96条)。もし、憲法改正の投票が行われるとして、熟考する時間がないままに投票となったらどの様に行動しますか？

国会で「憲法96条の改正」が議論されようとしています。国家権力を規制する憲法が改正されるかもしれないこの状況。国会での議論と同時に我々もじっくり慎重に考える必要があると感じました。また、様々な意見がありますので、それらに耳を傾けるのも良いかもしれません。

衆院選での一票の格差違憲判決(最近では選挙無効の判決もありました)がされても、なかなか格差是正ができない立法府です。国会議員自身で規制(自制)をするのが難しいのかもしれません。(三権分立の司法判断ですけどね)その自制が働きにくい国家権力を唯一規制するのが憲法です。今、しっかり各自で考えるときなのではないのでしょうか。

参考文献: 憲法入門 (伊藤真著 日本評論社)

判例憲法 (大石真・大沢秀介編 有斐閣)

憲法講話 (宮沢俊義著 岩波新書)



「見える化」システムの導入で

注意すべき点

最近システム導入の現場で感じたことを備忘録として記したいと思います。システムで生産状況・製品コスト・販売計画などを「見える化」する取り組みは以前より良く行われています。ITを駆使して表・グラフなどを表示し、経営判断をおこなう「数値」を提供します。本当に素晴らしいシステムだと思います。

しかし、その数値には注意すべき点もあります。「現場で入力した数値」と「見える化された表・グラフ」の間で意思が介在している場合があるからです。さらに、生産管理システムに入力している数値の意味合いを勘違いして、「見える化」システムを開発する可能性も否定できません。

このような、数値を明示するシステムを開発する際には、そのプロジェクトに携わるメンバーは、数値の意味や数値を加工したモノについて、慎重に検討しシステム開発を行う必要があると感じました。一つ間違えば正反対の結果になりかねないからです。

このようなことは、システム開発ベンダーだけでは分からないことでもあります。発注者サイドと協業し十分に検討しておくことが必要になります。もし「見える化システム」を検討されているのであればご認識ください。

「本は考える為のサプリメント」(その25)

今月紹介する本は、ビジネス書です。沢山あるビジネス書ですが、脳内の分泌物を切り口としているところが特徴的です。脳の分泌物を意識することで、脳の機能を十二分に発揮し、モチベーションや働き方をかえていこう！という本です。

「脳内物質仕事術」(樺沢 紫苑 著)

◇7つの奇跡の物質が あなたの仕事を劇的にかえる！

- ・ドーパミン (幸福物質)
- ・ノルアドレナリン (闘争か逃走か)
- ・アドレナリン (興奮物質)
- ・セロトニン (癒しの物質)
- ・メラトニン (睡眠物質)
- ・アセチルコリン (記憶と学習)
- ・エンドルフィン (脳内麻薬)

◇どれか1つが多すぎてもダメ。重要なのはバランス

◇脳はチャレンジを好む。常にチャレンジすることで自己成長できる

◇仕事は楽しくてもストレスになる。仕事のしすぎには注意すること。仕事を完全に忘れることも大切

◇緊張の心臓ドキドキは成功することの証拠

◇満員電車はアドレナリンを分泌させかなりのストレスになっている

◇空腹のまま残業をするのは仕事能率を低下させている可能性がある。低血糖による脳の活動低下とアドレナリンによるイライラ効果のダブルパンチ

◇たった30分の昼寝でも、脳は元気を取り戻す

◇アイデアをだしたければ「創造性の4B」を意識する

◇脳は時間ごとに適正がある。午前中は論理作業に向き、午後や夜は創造的作業に向く

◇「感謝」は結果に結びつきやすい成功の法則。失敗に感謝しよう。

上記の内容紹介をよくよく見るとビジネス書や自己啓発本に記されている内容と同じコトを言っているものが有ります。医者である著者が脳内の分泌物の働きで記しているのにより納得感がありました。(脳内物質それぞれについて詳細を記したいのはやまやまですが、それでは本書を読んでいただくということでご了承ください。)

本書を読んで、日ごろ規則正しい生活の必要性をととても感じました。規則正しい生活ができて、脳が生きてきます。心身ともに健康が第一だと強く意識させられました。

編集後記

今月のSC通信の前半部分はビジネスから離れた話題でした。しかし、自己研鑽として憲法を学んでみるのも面白いと思います。

そして、憲法から法律へと研鑽を深めていくとさらに良いと思います。仕事でも法律の視点からモノが見えると、より思慮深く考えることができるのではないのでしょうか。契約に関する法令(下請け法など強行規定)、労働関係の法律、知的財産権(特許・商標)などはその最たる例ですね。(石)